

○西宮市地区自治団体運営交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内各財産区の住民の意思を反映させる組織としての区有財産管理委員会に交付金を交付することに関して、交付金の交付の申請、決定その他交付金に係る予算の執行に関し必要な事項を規定することにより、財産区財産の適正な維持管理および地区住民共同の利益と福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 交付金の交付対象は、財産区財産を適正に管理し、あわせて地区住民共同の利益と福祉の増進を図る目的で組織された市内の各区有財産管理委員会(以下、「地区自治団体」という。)とする。

(交付金対象事業および対象経費)

第3条 交付金の対象となる事業(以下「交付事業」という。)は、地区自治団体が、財産区財産の適正な維持管理および地区住民共同の利益と福祉の増進を図るために実施する事業とし、交付金の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、交付事業実施のために必要な経費とする。

(交付金の交付の基準)

第4条 交付金の交付は、前条の交付対象経費の全部または一部について、毎年度予算の範囲内で各財産区管理者である市長が定める。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付の申請をしようとする地区自治団体は、西宮市地区自治団体運営交付金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、交付金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、交付金の額、交付時期その他必要な事項を記載した西宮市地区自治団体運営交付金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した西宮市地

区自治団体運営交付金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者にその決定を通知する。

- 3 市長は、交付金の交付を決定する場合において、交付金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 交付金の交付を申請した地区自治団体は、前条第2項に規定する交付金交付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件により難いと認めるときは、市長の定める期日までに、文書で申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更)

第8条 市長は、第6条第2項の規定による交付の決定の通知をした後において、市の財政状況その他特段の事情の変更が生じた場合には、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、または決定の内容もしくは条件を変更したときは、すみやかにその旨を当該交付金の交付の決定を受けた地区自治団体(以下「交付決定地区自治団体」という。)に通知する。

(交付事業の内容の変更)

第9条 交付決定地区自治団体は、交付事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその内容、理由その他必要な事項を記載した西宮市地区自治団体運営交付事業変更等申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 第6条の規定は、前項の規定による変更の申請があつた場合について準用する。

(帳簿等の整備及び保存)

第10条 交付決定地区自治団体は、当該交付事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、交付事業完了後5年間保存しなければならない。

(状況報告および調査等)

第11条 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、交付事業の遂行の状況または過去の実績等について、交付決定地区自治団体に報告させ、または当該職員に現地調査を行わせることができる。

2 交付決定地区自治団体は、前項に規定する報告の要求に応じ、または現地調査に協力するとともに、関係書類その他の物件の提出の要求があつたときは、これを拒んではならない。

3 市長は、第1項に規定する報告または現地調査により、交付事業が交付金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従つて執行されていないと認めるときは、当該交付決定地区自治団体に対し、これらに従つて執行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第12条 交付決定地区自治団体は、交付金の交付の決定に係る市の会計年度終了後(交付事業が年度途中で完了したときは当該完了後)60日以内に、交付事業の実績その他必要な事項を記載した西宮市地区自治団体運営交付事業実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるものにあつては、その指定する期日までに提出することができる。

(1) 決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付事業の内容が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、その旨を西宮市地区自治団体運営交付金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該交付事業の内容が交付金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を当該交付決定地区自治団体に対し、命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた交付決定地区自治団体は、当該命令に従うとともにその結果を、直ちに市長に報告しなければならない。

4 市長は、交付決定地区自治団体に交付すべき交付金の額が確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

(交付の時期)

第14条 交付金は、前条の規定により確定した額を交付事業が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、交付事業の着手前又は完了前であつても、その全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

第15条 交付決定地区自治団体は、交付金の交付を受けようとするときは、西宮市地区自治団体運営交付金交付請求書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付金確定通知書の写し。ただし、前条ただし書の規定により交付事業の着手前又は完了前に交付を受けようとするときは、交付金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消)

第16条 市長は、交付決定地区自治団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金を当該交付事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 交付事業を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 交付事業に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。
 - (5) その他法令、条例若しくはこの規則又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。
- 2 前項の規定は、交付事業について交付すべき交付金の額の確定があつた場合においても適用があるものとする。
 - 3 第8条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付金の返還)

第17条 市長は、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る交付金が既に交付されているときは、返還する交付金の額、納付期限その他必要な事項を記載した西宮市地区自治団体運営交付金返還命令書(様式第8号)により、速やかに当該交付決定地区自治団体に対し、その返還を命じなければならない。

- 2 前項の規定は、第9条第1項の規定により変更を承認し、既に交付している交付金を返還させる場合及び第13条第4項の規定により交付決定地区自治団体に交付すべき交付金の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付されている交付金を返還させる場合について準用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の予算により支出される
交付金から適用する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

平成 年度西宮市地区自治団体運営交付金交付申請書

西宮市長 様

(申請者)

所在地

名称

区有財産管理委員会

代表者

委員長

次のとおり交付金の交付を受けたいので、西宮市地区自治団体運営交付金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 交付金の名称 西宮市地区自治団体運営交付金
- 2 交付事業の目的および内容
- 3 交付事業費の経費
- 4 交付金の交付申請額
- 5 その他(添付書類) 事業計画書

(様式第2号)

西宮市指令 第 号
平成 年 月 日

平成 年度西宮市地区自治団体運営交付金交付決定通知書

区有財産管理委員会
委員長 様

西宮市長

平成 年 月 日付で交付申請のあった西宮市地区自治団体運営交付金については、西宮市地区自治団体運営交付金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することと決定したので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 交付金の名称 西宮市地区自治団体運営交付金
- 2 交付金交付決定額
- 3 交付日 平成 年 月 日
- 4 交付条件

(様式第3号)

西宮市指令 第 号
平成 年 月 日

平成 年度西宮市地区自治団体運営交付金不交付決定通知書

区有財産管理委員会
委員長 様

西宮市長

平成 年 月 日付で交付申請のあった西宮市地区自治団体運営交付金については、西宮市地区自治団体運営交付金交付要綱第6条第1項の規定により、交付しないことと決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 交付金の名称 西宮市地区自治団体運営交付金
- 2 不交付の理由
- 3 その他

(様式第4号)

平成 年 月 日

平成 年度西宮市地区自治団体運営交付事業変更等申請書

西宮市長 様

(申請者)

所在地

名称

区有財産管理委員会

代表者

委員長

交付事業の内容の変更(廃止、中止)をしたいので、西宮市地区自治団体運営交付金交付要綱第9条第1項の規定により、申請します。

- 1 交付金の名称 西宮市地区自治団体運営交付金
- 2 交付決定の指今年月日および番号
平成 年 月 日 西宮市指令 第 号
- 3 交付金交付決定額
- 4 交付金交付済額
- 5 交付事業の変更(廃止・中止)の内容
- 6 交付事業の変更(廃止・中止)の理由
- 7 その他(添付書類) 事業計画書(変更)

(様式第5号)

平成 年 月 日

平成 年度西宮市地区自治団体運営交付事業実績報告書

西宮市長 様

(交付事業者)

所在地

名称

区有財産管理委員会

代表者

委員長

平成 年 月 日付西宮市指令 第 号をもって交付決定を受けた下記事業が完了しましたので、西宮市地区自治団体運営交付金交付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

- 1 交付金の名称 西宮市地区自治団体運営交付金
- 2 交付金交付決定額
- 3 交付金交付済額
- 4 交付事業の経過および内容
- 5 添付書類 収支決算書

(様式第6号)

西宮市指令 第 号
平成 年 月 日

平成 年度西宮市地区自治団体運営交付金確定通知書

区有財産管理委員会
委員長 様

西宮市長

平成 年 月 日付で実績報告のあった西宮市地区自治団体運営交付金について、次のとおり交付金を確定しましたので、西宮市地区自治団体運営交付金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

- 1 交付金の名称
- 2 交付金確定額
- 3 交付金交付決定額
- 4 交付金交付済額

(様式第7号)

平成 年 月 日

平成 年度西宮市地区自治団体運営交付金交付請求書

西宮市長 様

(請求者)

所在地

名称

区有財産管理委員会

代表者

委員長

平成 年 月 日付西宮市指令 第 号により交付決定を受けた地区自治団体運営交付金について、西宮市地区自治団体運営交付金交付要綱第15条の規定により、つぎのとおり請求します。

- 1 交付金の名称 西宮市地区自治団体運営交付金
- 2 交付金交付決定額
- 3 交付金交付済額
- 4 今回交付請求額
- 5 添付書類
 - (1) 交付金交付決定通知書又は交付金確定通知書の写し
 - (2) 誓約書

(様式第8号)

西宮市指令 第 号
平成 年 月 日

西宮市地区自治団体運営交付金返還命令書

区有財産管理委員会
委員長 様

西宮市長

西宮市地区自治団体運営交付金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり交付金の返還を命じます。

- 1 交付金の名称
- 2 交付年度
- 3 交付決定又は確定の指令年月日及び番号
- 4 交付金交付決定額又は交付金確定額
- 5 交付金交付済額
- 6 返還すべき金額
- 7 返還を命ずる理由
- 8 返還期限
- 9 返還方法
- 10 その他